

第7章 結論

序論で、筆者はミエン儀礼神画に関する先行研究を批判的に分析することによって、本研究の課題を設定した。本論ではその解明のため、神画に描かれる内容に対して詳細な読み解きを行い、湖南省永州市藍山県の祭司の実施する儀礼と儀礼中で使用された神画及び儀礼文献を事例として論証を試みた。儀礼神画と儀礼文献と儀礼実践の三つの方向からの考察及び分析は、主に本論の「第4章 過山系ヤオ族(ミエン)儀礼神画に描かれる内容の分析」・「第5章 儀礼文献に記される神々に関する記述の分析」・「第6章 儀礼実践から見た過山系ヤオ族(ミエン)儀礼神画の使用」で行った。そのため本章では、まず、この三つの章を要約したい。

第4章・第5章・第6章の要約

第4章では、まず分析に用いる広い地域にわたる異なるミエン地域の11組の神画資料の所有者や保存状況などについて詳細に報告した。その上で彼らが共通して持っている十数種類の神画に重点を置き、神画に描かれる内容の読み取りによって作成した表の分析を行った。この分析により、異なる地域のヤオ族が持っている同種の神画に描かれている内容の異同を明らかにしたばかりでなく、神画にどの神が描かれているのか、描かれている神々の中のどの神がミエンに信仰される最高位の神であるのかも判明した。さらに、冠物・服飾・持物・乗物などの特徴によって神画に描かれている神々を区分することを試みた。また、神画に記された銘文の内容を分析することにより、神画に記されていた銘文が「開光儀礼」が済んだ証であり、神々に対して願をかけた証であることを指摘した。そして儀礼神画に描かれた内容を考察することを通じ、ミエンの伝承している神画が、道教的な影響や民間絵画などの影響を受けている一方、自民族の独特の儀礼的意味付けを持っていることを明らかにした。

以下では、神画の中の一例として、中国湖南省永州市藍山県における神画と儀礼文献と祭司と儀礼実践との関係を細かく論じた。第5章では、儀礼文献であるところの請聖書・賞光書に収められている、儀礼神画の神々を描写する記述に注目し、その内容を翻訳し、分析を加えた。これによって、儀礼神画に描かれる元始天尊・靈寶天尊・道德天尊・玉皇・聖主・張天師・李天師・天府・地府・水府・陽間・鄧元帥・馬元帥・大海番・海番張趙二郎・太尉・十殿などの神々は、宇宙が混沌としていた時に誕生したとされていることが明らかになった。また、各々の神の生年月日、誕生時刻、衣の色、冠物、持物、乗物などについての詳細が明らかとなり、神々の性格まで記述されていた。その上で、儀礼文献に記されるこれらの神の衣の色・冠物・持物・乗物は、儀礼神画に描かれる内容の読み取りによって作成した表1～表19の同項目に示している内容とほぼ一致していることを明らかにした。儀礼文献に記される神々に関する記述

を考察する事を通じ、過山系ヤオ族が伝承している儀礼において組み合わせて用いられる儀礼神画と儀礼文献は、それぞれ独立するものではなく、両者は互いに補完しながら共通してミエンの信仰している神の世界を現す重要な役割を果たしているのである。

第6章では、藍山県におけるミエンの儀礼実践において神画がどのように用いられているのかを考察した。祭司になる者は「掛三灯」儀礼を経れば、はじめて「行師」神画を所有する資格を得、「度戒」儀礼を経れば、「三清兵馬」神画を所有する資格を得るとヤオ族の祭司から聞き取りを得ている。祭司と儀礼神画との関係を明確するため、本章においてまず「掛三灯」と「度戒」儀礼での授法に関する実態を考察した。考察を通じ、「行師」神画は「掛三灯」儀礼で授けられた「下壇兵」を意味し、「三清兵馬」神画は「度戒」儀礼で授けられた「上壇兵馬」を意味していることを指摘した。また神画の所有枚数は、祭司の能力、到達し得た地位の高低に対応し、授けられた兵、そしてその兵の数の多少、兵の等級も意味していることを指摘した。その次に、神画を新たに制作した際に行われる「開光儀礼」の事例を報告し、「開光疏」「開光表」という開光儀礼に用いられる儀礼文献から見た神画制作の理由・開光儀礼の内容・神々に対する祈願の内容などを分析することで、開光儀礼が祭司の持っている兵を確保するための手続きであることを指摘した。儀礼実践の中で神画の使用を考察することで、儀礼における神画の役割及び神画の持つ意味を明らかにした。

以上第4章・第5章・第6章の要約を行った。この三つの章では、序論で設定した課題について、儀礼神画・儀礼文献・儀礼実践からの考察によって明確した。ここでは、図像分析から見た儀礼神画の特殊性と普遍性を述べてから、序論で設定した課題に対して判明したことをまとめる。

儀礼神画の特殊性と普遍性

本研究では、広域にわたって湖南省永州市藍山県・同省の江華瑶族自治县・広西壮族自治区恭城瑶族自治县・タイ北部ナーン県などの広域にわたる異なるミエン地域から集めた、11組27種類約180点余の神画を取り扱った(元始天尊、靈寶天尊、道德天尊、玉皇、聖主、四府<天府・地府・陽間・水府>、張天師、李天師、把壇師、王靈官、馬元帥、鄧元帥、十殿、大海幡、海幡、張趙二郎、総壇、太尉、唐葛周三將軍、監齋大王、大道橋梁、四府功曹、王姥、庫官、禁齋、施食、家先像、行司官像)。明らかになったのは以下の点である。この11組の神画の最も大きな共通点は、どのミエン地域においても必ず元始天尊・靈寶天尊・道德天尊・玉皇・聖主・四府・張天師・李天師・海番・十殿・海番張趙二郎・太尉・総壇の13種類の神画と、趙元帥・馬元帥・王靈官・鄧元帥の内のいずれか2種類の神画を持っていることである。しかも、どの地

域においても、これらの種類の神画に描かれた基本内容及び神々の特徴はほぼ一致している。ここから、ミエン儀礼神画の普遍性が見られる。

相違点に関しては、一部のミエンの居住地では、その地域にしか見られない種類の神画が見られる。広西壮族自治区恭城瑶族自治县の「王姥」神画、タイ北部の「家先」と「鄧元帥」神画などは特別な種類の神画であり、異なるミエン地域の儀礼神画の特殊性が見えてくる。例えば、太尉・海幡張趙二郎・総壇・三將軍の4種類の神画で構成した「行師」神画という神画のセットに関しては、湖南省南部及び広西壮族自治区東部のミエン地域において共有しているが、タイ北部のヤオ族では同じように使用していない。こうしたミエン儀礼神画の特殊性からミエンの移動集団や移動経路を示している可能性があると考えられる。

こうした広域にわたって儀礼神画を比較・検討した上で、湖南省永州市藍山県のミエンが持っている儀礼神画は、その種類であれ、神画に描かれる内容及び神々の冠物・服飾・持物・乗物などの特徴であれ、いずれも他のミエン地域の儀礼神画とほぼ一致していることから、普遍性を持っているといえる。

儀礼神画と儀礼文献と祭司と儀礼実践との関係

ミエンの伝承している神画を用いる儀礼において、儀礼文献の使用は不可欠なものである。儀礼に用いられる神画及び文献は、ミエンの祭司の私有物である。神画は通常巻かれてひとまとめにした状態で、祭司の自宅の祭壇横に掛けられて保管されるが、神画を用いる儀礼の際に、儀礼文献及び他の法具と共に祭場に運ばれて祭壇に掛けて使用する。以下では、湖南省永州市藍山県の事例から見た儀礼神画と儀礼文献と祭司と儀礼実践との関係についてまとめる。

ミエンの儀礼神画には、ミエンの信仰している元始天尊・靈寶天尊・道德天尊・玉皇・聖主・天府・地府・陽間・水府・張天師・李天師・十殿・海幡・太尉などの神々が描かれている。これらの神々は神画に描かれているばかりでなく、儀礼文献にも記されている。ミエンの儀礼に用いられる文献は様々なジャンルがあるが、中でも請聖書・賞光書というジャンルの文献には、儀礼神画に描かれている神々の生年月日・誕生時刻・冠物・持物・衣服の色・乗物などのことを記されているばかりでなく、神々の性格も描写されている。さらに、文献記述から見た神々の衣の色・冠物・持物・乗物は、儀礼神画に描かれていることとほぼ一致していることが判明した。

藍山県では、祭司になる者は、還家願儀礼などの機会に、弟子として舞踏や儀礼文献の読み方や儀礼を行う順序などを学習する[丸山 2010b]。「掛三灯」儀礼を通じ、三つの灯を掛けられ、祭司となる法名を得、36の兵を授けられ、下壇兵馬を使役できるようになり、鈴と銅鑼の鳴らし方・角笛の吹き方・卜具の使い方・舞の舞い方、罡歩の歩み方などを授法される。「掛三灯」

が済んだ者は、三戒法師の中戒にあたる地位まで至ることができる¹⁾。同時に「行師」神画を所有及び使用する資格を得ることができる。また、「度戒」儀礼を通じ、十二の灯を掛けられ、幾つかの試練を受けて相応する能力を授法されると、最高レベルの天門を開く呪術まで授けられ、あの世での官職や老君印を獲得し、2,353,000の兵や分兵旗を授けられ、上壇兵馬を使役できるようになる。「度戒」儀礼を経ると、祭司としての最高位を得、三戒法師の上戒にあたる地位まで至ることができる。そして同時に「三清兵馬」神画を所持及び使用する資格を得ることができる。

こうしたことから「掛三灯」を経て「度戒」儀礼を経ると、祭司となり法名を得、祭司としての最高位まで上がり、高い呪法と能力を身につけ、授けられた兵の数が増え、兵の等級も高くなったことがはっきりと分かる。これに応じて、神画を所有できる枚数や内容などの資格の等級も「行師」神画から「三清兵馬」神画まで上がる。こうした儀礼神画の枚数及び等級は、祭司自身の到達した地位の高低、授けられた兵の数の多少、兵の等級の高低、祭司の兵を使役する能力の高低、身につけた法術の難易などを意味している。祭司の儀礼を執行できる能力を与えられるためには、兵の伝授は不可欠である。従って、ミエンにおける儀礼神画とは、使役できる兵を獲得したということの証、また祭司がどのレベルの、どういう儀礼を実施することができるのかという祭司自身の能力を証明する重要な法具として所有され、儀礼に用いられるのである。

長年にわたり神画を使用すると必ず老朽化してしまう。それに伴い、「掛三灯」と「度戒」儀礼を通して授与された兵が使役できなくなり、散逸してしまうと考えられている。打開策として、神画を新たに制作して開光儀礼を行う。開光儀礼を通じ、「招兵（兵を招く）」と「迎兵（兵を迎える）」の儀礼が行われ、散逸した兵を招いて迎え、家の祭壇に呼び戻す。「鑑兵（兵を確認する）」の儀礼が行われ、兵が戻ったことが確認される。「踢兵回壇（兵を蹴って祭壇に入れさせる）」の儀礼が行われ、招かれた兵を家の祭壇に帰らせる。こうした兵と関わりがある儀礼を行うことによって散逸した兵を呼び戻し、再び兵を受け入れて確保する手続きを行う。「行師」神画及び「三清兵馬」神画に描かれている神々は下壇兵馬と上壇兵馬に属する、兵を統率する性格を持つ高位神である。神画が破損すると共に、これらの神々の統率力が衰えて弱くなり、祭司の持っている兵が散逸してしまう原因となるのである。祭司が「掛三灯」と「度戒」儀礼を通じて獲得した兵が確保されているかどうかは神画には表れている。

藍山県のみエンが伝承している儀礼における神画の使用は、小規模な葬送儀礼では4点の「行師」神画を使い、還家願儀礼のような中規模な儀礼において約二十数点を使い、大規模の度戒儀礼では80点以上の神画を使用している。これは、儀礼の規模の大小、祭司の執行する儀礼の難易度の高低、そして祭司が儀礼を執行できる能力の高低などは全て儀礼に用いられる神画の枚数及び等級に比例しているということを意味している。その前提には「掛三灯」と「度戒」

儀礼を経ることで祭司が使役し得る兵の数・兵の等級が変化という考えが存在する。その兵の数及び兵の等級は儀礼に用いられる神画にも反映されている。

また、神画を用いる儀礼において、祭司たちは、それぞれに分担する儀礼内容に合わせて異なる神画を使用しなければならない。最高レベルの呪法である開天門儀礼を行う祭司は、必ず「三清兵馬」神画を使用する。「撥兵」「請作証」儀礼を行う祭司は「行師」神画を使用するのである。さらに儀礼の場では、必ず祭壇に掛けられる神画の前で神々を祭壇に降臨するように招請する請聖儀礼を行う。この際に、祭司によって請聖書に収められる神画に描かれている神々に関する記述などが読誦される。祭壇に掛けられる神画は、祭場に降臨する神々の姿容及び祭場での居場所を示すものである。こうした神画の前で、請聖書に収められる神々に関する記述を読誦することによって、神々が祭場まで招かれて着席し、そこでこれらの神々の生年月日・誕生時刻・服飾・冠物・持物・乗物・性格などが紹介される。こうした儀礼実践から見た儀礼神画と儀礼文献はそれぞれ独立したものではなく、儀礼において両者は互いに補足しながら、有機的に結合してミエンの信仰している神の世界を儀礼空間に顕現させる重要な役割を果たしているのである。神画は儀礼空間を構成するために祭壇に飾られるその目的のためだけに祭司が所有しているのではなく、自らが施せる呪法の内容と直接関わって所有されているのである。

結論としては、ミエンにおける神画とは、儀礼文献と儀礼内容と有機的に結合している祭司の儀礼実践に必要な高度な法具である。神画自体がミエンの信仰するパンテオンを象徴する物となり、儀礼において儀礼文献と互いに補足し祭場に聖なる儀礼空間を現出させる役割を果たしている。そして、神画は祭司自らが使役できる兵の数及び兵の等級を現し、また儀礼において実践可能な呪法の内容までも表していることが解明できた。

今後の課題

本論では、ミエンの伝承している儀礼神画の特殊性と普遍性を明確するために、神画に描かれた内容を詳細な読み解きを行った。また儀礼神画と儀礼文献と儀礼実践を組み合わせる方法を通じて湖南省永州市藍山県のミエンの儀礼神画を総合的に考察した。本研究では、図像分析は広域にわたるミエンの神画の資料を取り扱ったが、実際の儀礼において神画の使用を考察・分析するのは、湖南省永州市藍山県を特定した。ミエンが伝承している儀礼神画の全体像を明確するには、藍山県の儀礼神画に関する知識を理解することだけではなく、中国南部及び東南アジア北部の山地に広く分布するミエンの居住する各地域との比較研究を行われなければならない。まだ神画に関わる図像分析及び、神画に描かれる神々に関する儀礼文献の解読に関して多くの課題が残されているのだが、今後の研究の中で一つ一つ解明していきたいと考えている。

[注]

ⁱ 三戒法師の三戒には、上、中、下がある。中戒は掛三灯の際に法師が弟子に与えるものである。上戒は度戒において掛十二灯を済ませることである[丸山 2010 : 24]。